

ナショナルトレーニングセンター周辺のバリアフリー化促進に関する関係省庁等連絡会議ワーキンググループにおける実地点検結果および整備方針

1. 赤羽駅からの経路を中心とした実地点検記録および整備方針（対象経路：赤羽駅、赤羽駅西口広場及びバスルート）

No.	項目	指摘事項	当面の整備方針(★)／中長期的な整備方針等
1	赤羽駅 (改札及びコンコース)	コンコースの誘導用ブロックがEV前まで遠回りしている部分がある。(ホームに上がる時のEV) 【参考】(当日の説明) 経路を複数作らないために行っていること。	ガイドラインに基づき敷設している。【JR東日本】
2		(説明事項) 案内が必要な方への対応 南口・・・案内が必要か伺い、必要であれば駅係員が案内する。 北口・・・基本的には南口と同様。ただし、EV設備の利用が必要な方など、南口からの案内が必要な場合で駅係員がすぐに対応できない場合は、説明したうえで南改札まで自分で移動してもらうことを提案することもある。 →北口においても充実した案内ができるよう駅側に検討いただきたい。またJSCにおいてもウェブサイト等で案内を充実して欲しい。	★各改札の利用者の状況に応じた案内方法の改善に継続的に取り組む(北口における案内、EV利用者の南口への案内・誘導など)。【JR東日本】 ★駅構内におけるエレベーターの設置状況や、HPC方面改札口等に関する情報について、視覚障害者が円滑に利用できるよう、ウェブサイト等において周知する。【JSC】
3		誘導用ブロックについて、ホーム上は新しい基準のものだが、コンコースは張替した場所を除き、基本古い基準のものになっている。さほど影響は大きくないので、古くなったら張替という方針でいいが、古いもの、新しいものの境目がきれいに貼られていないとあまり良くない。現在のJIS規格のものは、より角ばっていたり突起が強く、わかりやすい仕様となっている。	破損や劣化等により補修・交換を行う場合はJIS規格ブロックを採用する【JR東日本】
4		・コンコースからホームへ向かう場合のEV案内はわかりやすいが、コンコースから改札に向かう場合の案内について、大きくする・数を増やす等EVがどこにあるかの表示をもっとわかりやすくしてほしい。 ・コンコースから改札に向かうEVの前が狭いので、「一列に」といった並び方の案内があるといい。 ・案内板はやや小さいところが多い。禁煙のマーク等そこまではないのでは、と思うものもあるので、有用なものの変更を検討すべき。	★2019年6月末を目標に、エレベーターやHPC方面出口等に関する案内表示の充実を図る【JR東日本】
5		階段下で誘導用ブロックが行きかう人と交錯するように設置されている件、複数ルートは作らない方がいい等基準からは仕方がないが、交錯するときに申し訳なさがあるので、周りの理解が必要。	★利用者も対象とした「声かけ・サポート運動」など心のバリアフリーの啓発活動に取り組むとともに、サービス介助士の資格取得や社内外の研修等を通じて駅係員の接遇及び介助技術の習得・向上に継続的に取り組む。【JR東日本】
6		ガイドラインとの兼ね合いもあるが、場所によっては誘導用ブロックによるルートが複数になっていてもいいのではないかと。	ガイドラインに基づき、シンプルな道すじとすることを優先している。【JR東日本】
7		・中長期的な課題として、北口にもEVが設置されることが望ましい。 ・南口に拡幅改札がないため、拡幅改札を設置されることが望ましい。	将来的な課題として考えている。【JR東日本】
8		(説明事項) ホームドアの設置について、国土交通省のだしている努力義務と照らして必要ないわけではないが、特急がとっている路線はドアの位置が違ったり等技術的な問題で設置が困難。時間はかかるが、2032年までの整備を目指している。なお、埼京線については2025年までの整備計画に含まれている。京浜東北線は設置済み。	—

9	赤羽駅（ホーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・車両とホームの間の段差解消について検討して欲しい。 ・南端部にのみEVが設置されているが、ホームが南北に長いので、ホーム上でのEV案内も充実しているといい。誘導サインの設置に加え、遠くからもEVシャフトが視認できるように大きな表示サインを用いてもよい。ホーム中央部にEVが設けられるならその方がよい。現状設置されているEVは11人乗りで小さいため、複数台設置して容量を増やす必要性も高いと思われる。 ・EVに乗る人の優先順位の明確化等対策が必要。 ・ホームドアの設置状況を案内した方がいいのではないか。 	将来的な改修時に検討していく。【JR東日本】
10	赤羽駅（トイレ）	<ul style="list-style-type: none"> ・南口多機能トイレが当時の基準に基づいて整備されたものであり、不要な手すり等がある。 【参考】（当日の説明）北口に多機能トイレの整備が予定されており、南口についても計画はある。 ・開閉ボタン等は点字が得意ではない人もわかるような矢印があり好ましい。 ・ピクトグラムが平面に絵が描いてあるだけだが、突起があるとわかりやすいのでは。 ・トイレのインターホンに点字案内がない。 ・車いすの方が使えるトイレを増やした方がいい。多機能トイレではなく、例えば通常の個室の広いものを設置するのでもいいが、既設置のトイレを少し潰す必要があるかもしれない。扉は折れ戸でいい。 ・トイレについて、和と洋の比率をデータに基づいて考えるべき。 ・最近では機能分散の話がでていますが、赤羽駅は大規模乗換駅であるため、おむつ交換台の一般トイレへの配置やベビールームの設置、多機能トイレの複数配置など構内設備の充実を図る必要性が高いと思われる（特に南口）。 	★2019年度中に、南口トイレについて、「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」に準拠した改修に着手する。【JR東日本】
11		HPCの案内標記（言葉）の明確化が必要。	★施設名の表記の統一性を高め、利用者等にわかりやすいものとなるよう、各施設管理者と連携を図り改善に努める【JSC】
12	赤羽駅（改札外）	義足の方が南口から北口方面まで歩くのはそれだけでも負担なので、北口を利用する人のルート案内も必要と思われる。	★（再掲）各改札の利用者の状況に応じた案内方法の改善に継続的に取り組む（北口における案内、EV利用者の南口への案内・誘導など）。【JR東日本】
13		北口改札から南口改札へ誘導するEV利用者向けの案内板を大きくしてほしい。	★（再掲）2019年6月末を目標に、エレベーターやHPC方面出口等に関する案内表示の充実を図る【JR東日本】
14		バスから降りてきた人が駅に向かうときにすぐわかるように、広場に「EVがあるのは南口」とか案内があればいい。	車いすの使用のお客様降車時には、「EVがあるのは南口」と、乗務員が案内をする。【国際興業】
15		バスの降り口から南口へ向かう直接的な誘導用ブロックがなく、バスターミナルと駅をつなぐ経路について、接遇を含め全体方針を関係者間でしっかり整理すべき。	★誘導ブロックを利用される方には赤羽駅北口を推奨ルートとし、WEB等で周知する【JSC】
16	赤羽駅西口広場（全般）	<ul style="list-style-type: none"> ・5番のバス停に向かう横断歩道手前の勾配が急なため、緩やかに改修して欲しい。 ・5番のバス停に向かう横断歩道周辺のポードの高さが低いので、視覚障害者が気付きにくいので、ポードの高さは1m位にする必要がある。 ・誘導ブロックに近接する街路樹柵に段差があり、視覚障害者や車いすユーザーにとって障害となっているため、改修が必要。 	★2019年6月末を目標に、バス乗り場に向かう横断歩道部の勾配の改善及び植樹ますの段差の解消を図る。ポードについては、視覚障害者等が安全に通行できるよう改善を検討する。【東京都建設局】

17		<ul style="list-style-type: none"> ・誘導用ブロックの輝度比（周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差）確保が将来的に必要なと思われる。 ・今後、MaaS（Mobility As A Service）の進展等により、バス、タクシー等公共交通のあり方も大きく変わっていくことが予想される。将来的な話として、西口広場のバス・タクシー乗り場のレイアウトについて、ニーズ等を踏まえた見直しの検討も必要になることが想定されるが、2年後のオリパラを見据えた対応となると、ロータリーの勾配の改善等、手直しを行い現状の運用とするのが現実的である。 	将来的な大規模改修の際に検討する。【東京都建設局】
18	赤羽駅西口広場（タクシー乗り場）	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー乗り場の構造上、現在は2台同時乗車ができないが、2台同時乗車が可能な構造になれば、車いすの方の乗車対応と並行して健常者の乗車も可能となるため、（乗り場の構造の変更には多くのコストがかかる話であるので）将来的な話として、乗り場の構造の変更について検討してもらえるとありがたい。 ・車いす対応のタクシーは、トヨタ製（横から乗降）と日産製（後ろから乗降）があるが、乗降に時間がかかり、その間他の人がタクシーを利用できなくなるため乗り場の検討が今後必要。横からの場合は歩道の段差を利用する想定で後ろからの場合は車道から乗降する想定。 	将来的な大規模改修の際に検討する。【東京都建設局】
19		バス乗り場の並び方について、車いすユーザーがどこで待っているのかわからないので、マーク（車いすピクトグラム等）とかがあるといい。	★2019年6月末を目標に、バス乗り場での車いす使用者の待機位置を表示する。【国際興業】
20		普通に列に並んでしまうと前の人に乗って座席に座った後に、車いすユーザーが乗り、席を移ってもらったりする必要が出てくる。始発の場合、実地点検時のように周りの人が乗る前に車いすユーザーが乗れるといい。	バス到着時の運転手による音声での案内を実施するとともに、周りのバス利用者からのサポートが得られるよう、啓発活動に取り組む。【国際興業】
21		（説明事項） 運転手側の入り口（前）で待っていて車いすユーザーがいることを伝えるのがいいと思われる。	—
22	赤羽駅西口広場（バス乗り場）	3番線乗場と5番線乗場を入れ替えることはできるか。	動線・滞留の関係上、入れ替えは難しい。【国際興業】
23		（上記応答「動線・滞留の関係上、入れ替えは難しい。」に対し） 5番乗場を推奨であれば、5番乗場の所に案内を掲示してほしい。	<p>★2019年6月末を目標に、赤羽駅内の案内標記との統一性に留意しつつHPC方面バス乗り場に関する案内表示の充実を図る。【国際興業】</p> <p>★HPC方面バス乗り場に関する情報について、視覚障害者が円滑に乗車できるよう、ウェブサイトにおいて周知する。【JSC】</p>
24		車いすユーザーがどの様に料金を支払えばよいか分かりづらい。	★乗務員が、車いすを使用するお客様の場所まで行って行う【国際興業】
25		（上記応答「運転手に言ってもらえれば代わりに支払いを行う。」に対し） ・腕時計型デバイスに入っているスイカ等だと渡すことが出来ず難しい。 ・「スイカ・パスモ」を持っていた方が良くと告知した方が良い。	腕時計型デバイスをお持ちのお客様には、「スイカ・パスモ」のご案内を行う。【国際興業】 円滑に利用できるようウェブサイト等において周知する。【JSC】

26	バス	バス停について、JSCが施設管理者と連携の上、統一性をもった形での案内として欲しい。	利用者へのヒアリングを踏まえ、随時推奨バス停を選定するとともにウェブサイト等で周知する。【JSC】 ★2019年6月末を目標に、赤羽駅内の案内標記との統一性に留意しつつHPC方面バス乗り場に関する案内表示の充実を図る。【国際興業】
27		車いすは何台のせられるか。 →最大で2台	—
28		・ニーリング(車高調整装置)の導入も検討が必要ではないか。 ・改めて正着技術の向上も必要ではないか。	★外部の交通事業者向け研修等も活用しつつ、バリアフリー対応における接遇及び介助技術（正着及びニーリングの徹底を含む）の習得・向上に継続的に取り組む。【国際興業、各タクシー事業者】
29		今後、技術の進展等により、バスが正着できるように自動運転化（バスと歩道にセンサー的なものを設置）も将来的に考慮していくべき。	技術が進展した場合においては、検討していく。尚、短期的な対応としては、No28の通り、正着技術の習得・向上に取り組んで行く。【国際興業】 将来の技術革新等の動向を踏まえ、関係機関等と連携し検討していく。【北区】
30	HPC周辺バス停	赤羽商業高校前バス停は、乗降スペースの間口がせまく、車いすユーザーの乗車に適した形での整備が必要と思われる。 	★車いす使用者が円滑にバスに乗車できるよう、歩道の改修を行う（平成30年12月実施済み）。【北区】 
31	その他	各場所について、JSCが道路占用申請し、案内サイン等の設置を行うのはどうか。	ニーズを把握し、中長期的に案内サイン等の改善に取り組む。【JSC】
32	その他	HPCは敷地も広く入口が分かりにくい。	円滑に利用できるウェブサイト等にて周知するとともに、中長期的にはサイン表示等の改善に取り組む。【JSC】



33	アクセシブルートを現地でも確認できるように動線の起点・主要分岐点等に適宜配置することが望ましい。	ニーズを把握し、先行事例を踏まえ適切に対応するとともにウェブサイト等にて周知する。【JSC】
----	--	--

2. 北区道を中心とした実地点検記録および整備方針（対象経路：ROUTE2020トレセン通り、特別区道北1278・1531・1920号、HPC及び拡充棟）

No.	項目	指摘事項	当面の整備方針(★)／中長期的な整備方針等
34	都道（ROUTE2020トレセン通り【都道455号】）	HPC正門と都道の誘導用ブロックの連続性の確保が必要。	★HPC正門と都道の誘導用ブロックについては、接続する方向で、JSCと東京都で調整し、JSCの自費工事を予定。【JSC】
35		横断歩道の前の段差は、パラアスリートは乗り越えられるが一般の車椅子利用者にとっては障害である。段差が無いブロックを使用すべきである。	東京都では、「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」において、歩車道境界部には段差を残すこととし、その段差は2cmを標準としている。一方で、区市町村が様々な道路利用者の意見を踏まえて定めた縁端構造については、採用できることとなっている。【東京都建設局】
36		（他の道路もそうだが）車道に自転車用レーンがつけられているが、駐車車両が散見されること等から歩道を走る自転車が多く、歩道の危険性があがってしまう。このエリアのシンボリックな道路であり、自転車専用通行帯の利用促進及びこれを図るための駐車車両への指導・取り締まり強化等の対応が必要ではないか。	★自転車の歩道通行の一因となる自転車専用通行帯の駐車車両への指導・取り締まりの強化を図る。【警視庁】 ★拡充棟の整備により、多くのパラアスリートが西が丘地区を訪れることに加え、放置自転車、違法駐車、歩道上の立て看板等歩道を塞ぐ行為がパラアスリート等の通行の妨げになること等について連携し、周知を図る。【JSC、北区、板橋区】
37		誘導用ブロックが途切れた箇所があるため、連続性が必要。	★歩道の誘導用ブロックについて、特別区道北1920号及び特別区道北1278号並びに、HPCの各施設間におけるアクセス（NTC及びJISSへの経路及び拡充棟から陸上トレーニング場までの経路）の整備に伴い、接続に関する調整を行う。【東京都建設局】 また、接続に関する歩道の誘導用ブロックについては、各管理者において整備を実施する。【JSC、北区】
38		・マンホール上にも誘導用ブロックが設置されており、安心して歩行できる。 ・歩道幅員が広いので通行しやすい。	—

39		植栽との段差、照明が暗い、歩道上の樹木が支障となる。	<p>★2019年6月末を目標に、歩道の路面改修、誘導用ブロックの連続的な設置、段差の解消及び街路樹の一部伐採を実施する。【北区】</p> <p>★2019年6月末までに、拡充棟敷地の北側に公開空地を設け、現状の北區道と併せて拡充棟入り口まで十分な幅員を確保する。【文部科学省】</p>
40		<p>(説明事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道両側とも、桜の木が並んでいない民地寄りに誘導用ブロックを敷設する。 ・元々桜の木があり、現在なくなってしまっている部分は段差が出来ているので、舗装して段差をなくす予定。 	—
41	北區道（特別區道北1920号）	弱視の人は明るくないと見えないので、夜の安全面が気になる。	道路照明を明るくするため、街路灯の灯具等の取換えを実施する。【北区】
42		<p>(説明事項)</p> <p>民地側に生えている桜の木と、AVからNTC側に渡る所の横断歩道付近の桜の木は、誘導用ブロックが迂回することになり歩行の妨げになると信号が見えづらいことがあるので、伐採を検討中。</p>	—
43		<ul style="list-style-type: none"> ・高木や電柱（支線を含む）が歩行の支障となる。 ・植樹柵と歩道舗装部に段差があり、転倒の恐れがある。 ・歩道全体で木の根上がりの改善が必要。 	<p>★（再掲）</p> <p>2019年6月末を目標に、歩道の路面改修、誘導用ブロックの連続的な設置、段差の解消及び街路樹の一部伐採を実施する。【北区】</p> <p>★2019年6月末までに、拡充棟敷地の北側に公開空地を設け、現状の北區道と併せて拡充棟入り口まで十分な幅員を確保する。【文部科学省】</p>
44		<p>(説明事項)</p> <p>HPC周りの歩道については、南北にある歩道を優先し、本歩道部分は中長期的に歩道の勾配が急なところの解消等を対応していく予定。</p>	—
45	北區道（特別區道北1531号）	白杖を敷地沿いの石垣に沿わせて歩いていると、途中で街路灯がたっているためぶつかる危険性がある。	<p>★街路灯の移設の検討や誘導用ブロックの敷設を計画している。【北区】</p> <p>★HPC西側の歩道については、街路樹、ポラード（車止めポール）、照明柱のほか、木の根による路面の凹凸など、バリアフリー化の観点における障害が多く存在していることから、具体的な対応策について、パラアスリート等の利用状況も踏まえて検討する。【北区】</p>

46		<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯が歩行の支障となる。 ・歩道の舗装が桜の根により不陸が生じているので、転倒の恐れがある。 	<p>★（再掲）</p> <p>HPC西側の歩道については、街路樹、ポラード（車止めポール）、照明柱のほか、木の根による路面の凹凸など、バリアフリー化の観点における障害が多く存在していることから、具体的な対応策について、パラアスリート等の利用状況も踏まえて検討する。【北区】</p>
47		テニスコート沿道付近の段差により、転倒の恐れがある。	<p>★HPC西側歩道とHPC敷地との段差について、2018年度中に転落防止措置としてフェンスを設置する。【JSC】</p>
48		<ul style="list-style-type: none"> ・HPC北西交差点の横断歩道辺りは若干傾斜がある。 ・木の根等で凸凹しているため、通行しづらいのではないかと 	<p>★2019年6月末を目標に、歩道の路面改修、誘導用ブロックの連続的な設置及び段差の解消を実施する。【北区】</p>
49	北区道（特別区道北1278号）	本運沼駅寄りの歩道は幅員が広く通行しやすいが、都道方面へ向かうにつれ狭くなり、自転車等のすれ違いに怖さを感じる。	<p>★（再掲）</p> <p>拡充棟の整備により、多くのパラアスリートが西が丘地区を訪れることに加え、放置自転車、違法駐車、歩道上の立て看板等歩道を塞ぐ行為がパラアスリート等の通行の妨げになること等について連携し、周知を図る。【JSC、北区、板橋区】</p>
50	拡充棟	<p>（説明事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在桜の木があるなどして歩道が狭い件については、拡充棟の公開空地分1.5mが通路として広がることである程度解消される。誘導用ブロックは、都道と接続する形で、拡充棟までつながる予定。 ・歩道の勾配については、拡充棟前のフラットな部分から歩道の真ん中辺りまでを1%以内の勾配にし、歩道の途中から車道につながる部分が少し急になるイメージ。 ・NTC拡充棟前の歩道の樹木については伐採を予定。 	—
51	陸上トレーニング場	<p>（説明事項）</p> <p>陸上トレーニング場の敷地内部は誘導用ブロックの敷設を予定している。歩行者入口前の公開空地から都道への接続部分はJSCの自費工事を予定。なお、誘導用ブロックの材質等に関してはJSC・東京都で協議が必要。</p>	—
52		入口付近に切り下げがあるため、平坦性の確保が必要。	JSCと調整を図る。【東京都建設局】
53	信号機及び横断歩道（HPC正門前）	<p>（説明事項）</p> <p>音響式信号機、エスコートゾーンともに導入予定。</p>	—
54	信号機及び横断歩道（国ワスポート科学センター前）	<p>（説明事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機は4方向とも導入予定。 ・エスコートゾーンについては設置予定で、場所については検討中。 	—

55	信号機及び横断歩道 (HPC北西交差点)	「NTC→拡充棟」への青信号時間については、利用状況を踏まえ点灯時間を検討して欲しい。	★2019年6月末を目標に、音響式信号機の設置及び横断歩道の見直しを行うとともに、エスコートゾーンを設置する。【警視庁】
56	信号機及び横断歩道 (ナショナルトレーニングセンター前交差点)	(説明事項) 歩道については、新たに歩行者用信号機を設置予定。ただし、今年度中の設置が出来るかは未定。音響式信号機は、南西―南東間、南東―北東間の横断歩道、に導入を検討している。	—
57		交通量はそこまで多くなく、音響式信号機になるのであればエスコートゾーンは必要ない。	—
58	信号機及び横断歩道 (HPC北西交差点)	(説明事項) ・十字路の信号機は、北側は近隣に民家があり苦情につながるため導入は困難。南側 (板橋区道から北区道に渡る横断歩道) は柱をつくるか埋込型の音響式信号機をつくるか等やり方は考えられるが、設置した場合スペース的に邪魔になる恐れもある。 ・エスコートゾーンは家屋があり、振動と音が懸念されるため困難。	—
59		横断歩道接続部の勾配が大きい箇所もあり安全性向上のために道路構造の改修 (車道部の高上げ) なども考える必要があるのではないかと。	交差点形状を含め、道路構造の改修 (車道部の高上げ) など、路面補修工事の機会を捉えて、対応していく。【北区】
60	信号機及び横断歩道 (西が丘サッカー場交差点)	(説明事項) ・音響式信号機は4方向とも導入予定。 ・エスコートゾーンについては設置予定で、場所については検討中。 ・信号の秒数はその時々交通量によって変動していたが、障害者の横断速度に配慮した設定にした。ただし、待ち時間が長くなったことによる苦情も考え得るので、その場合は更なる変更を検討。 ・音響式信号は基本的に全て押しボタン式を検討している。押しボタンの存在がわかるよう音も鳴り、触れば反応するしくみにしている。反応音もする。	—
61		横断歩道を挟んで、道路側の誘導用ブロックが若干ずれている箇所があるため、歩道側もエスコートゾーンの設置と併せて線状ブロックを配置するなどの対応が必要ではないかと。	交通管理者と調整の上、対応を検討する。【東京都建設局】
62		「NTC拡充棟→陸上トレーニング場」への青信号時間については、利用状況を踏まえ点灯時間を検討して欲しい。	★今年度中に、点灯時間の見直しを行うとともに、2019年6月末を目標に音響式信号機及びエスコートゾーンを設置する。【警視庁】
63		HPC正門入ってすぐの歩道縁石が割れているため対策必要。	★対応済み。【JSC】
64	HPC	(説明事項) PAJ報告書で指摘があった、歩道の一部がマンホールがあることにより段差になっていた。 	★対応済み。【JSC】 

65		(説明事項) JISS沿いの誘導用ブロックからNTC正面玄関前の誘導用ブロックまで間が途切れている部分は年度内に接続させる予定。 →異なる材質の誘導用ブロックなので、材質等配慮するとい。	★2018年度中に誘導用ブロックを接続させる予定。なお、材質等については中長期的に整備を行う。【JSC】
66		(説明事項) 車道があり誘導用ブロックが途切れている部分はエスコートゾーンを導入予定。	★車道部分にはエスコートゾーンを2018年度中に設置予定。【JSC】
67	その他	利用者、道路等施設管理者等様々な立場が集まり協議しているワーキンググループのメリットを十分活かしてほしい。	—
68		地域の住民の理解や協力を得るために、年に1回でも小・中学校の生徒とJSC間で交流があってもいいのではないかな。	★拡充棟に設けられる見学コースの活用やパラリンピアンを始めとするアスリートとの交流等を通じて、地域の方々の理解を得て積極的な協力が得られるように取り組む。【JSC】
69		誘導用ブロックの敷設や音響式信号機の設置だけでなく、交差点形状等抜本的、中長期的な対策が必要な部分も継続して検討して欲しい。	交差点形状を含め、歩道幅員や平坦性の確保など、路面補修工事の機会を捉えて、対応していく。【北区】 パラアスリート等の利用状況及び周辺住民の意向も踏まえて検討する。【警視庁】
70		信号機の押ボタンまでの動線についても誘導用ブロックを設置する必要がある。	誘導用ブロック等の設置については、関係機関と連携して実施する【北区】

3. 板橋区道を中心とした実地点検記録（対象経路：国道17号、環七通り、蓮沼アスリート通り、特別区道1933・1934・2970号、板橋本町、本蓮沼駅）

No.	項目	指摘事項	当面の整備方針(★)／中長期的な整備方針等
71	板橋区道（蓮沼アスリート通り【特別区道2124号】）	(説明事項) ・平成21年度に歩道整備を実施し、バリアフリー化を行った。 ・歩道両側とも誘導用ブロックの敷設を予定。	—
72		蓮沼町26付近歩道については、車道と交差しているため、歩道があるように線をひく等整備すると、運転手が歩行者が通ることを注意しやすくなりいいのではないかな。	★横断歩道を整備する予定【警視庁】
73		歩道の有効幅が狭い場所があり、電柱等障害物とぶつかってしまう可能性がある。	連続誘導用ブロックの敷設により歩行ルートが誘導されるため、電柱等障害物との衝突は回避できる。【板橋区】
74		傾斜は少なめで、その点は車いすが走行しやすい。	—

75		エスコートゾーンの設置についても検討すべき。	パラアスリート等の利用状況及び周辺住民の意向も踏まえて検討する。【警視庁】
76		歩道の凸凹が激しい部分が進みづらい。	現在、水道業者が工事中であり、完了後は凸凹がなくなる。【板橋区】
77		通常のタイル舗装はガタガタするが、この通りのタイル舗装はスムーズに移動できる。	—
78		(説明事項) 歩道両側とも木の根等の影響で凸凹がひどいところや劣化の激しい箇所の舗装補修を予定。 歩道両側とも誘導用ブロックの敷設を予定。 歩道と車道の段差構造を解消（BFブロック）を予定。	—
79	板橋区道（特別区道 1933・2970号）	歩道に停められた自転車、民地からはみ出している植栽が危ない。	★民地の方々に協力を得られるよう調整する【板橋区】 ★（再掲） 拡充棟の整備により、多くのパラアスリートが西が丘地区を訪れることに加え、放置自転車、違法駐車、歩道上の立看等歩道を塞ぐ行為がパラアスリート等の通行の妨げになること等について連携し、周知を図る。【JSC、北区、板橋区】
80		(説明事項) ・歩道両側ともインターロッキングブロックからアスファルト舗装に改修を予定。（より滑らかになる点が利点） ・歩道両側とも誘導用ブロックの敷設を予定。 ・歩道両側とも歩道と車道の段差構造を解消（BFブロック）を予定。 ・歩道両側ともガードパイプの更新を予定。 ・歩道両側ともマンホール部分の段差の解消を行う予定。 ・駐車場前の歩道にある街路灯は、歩行の妨げになっているので端に移す予定。	—
81	板橋区道（特別区道 1934号）	歩道に横向きの傾斜があるのが、車いすユーザーにとっては疲れる。	★歩道をアスファルト舗装に切り替えることで快適性を高め、特に傾斜が大きいナショナルトレーニングセンター前交差点付近については、民地と交渉しており、傾斜を緩やかにする予定。【板橋区】
82		エスコートゾーンの設置についても検討すべき。	パラアスリート等の利用状況及び周辺住民の意向も踏まえて検討する。【警視庁】

83		歩道幅員が狭いので、誘導用ブロックは半分にして並べたらどうか。	半分にするとJIS規格から外れる。国から誘導用ブロックはJIS規格のものを設置するよう通達があったため、規格通りのものを設置する。【板橋区】
84		(説明事項) ・歩道両側とも誘導用ブロックを連続的に敷設を予定。 ・歩道中央部に設置されているボールの撤去については、周辺住民と調整する。	-
85	都道（環七通り【都道318号】）	歩道舗装が凸凹している。	★無電柱化事業による地下埋設物の移設等に伴う舗装の仮復旧のため、舗装面に若干の凸凹がある。無電柱化事業完了（2024年頃）と併せて平坦に仕上げる予定である。【東京都建設局】
86		植栽部分の段差が危険。	★植栽帯内にアスファルトを敷設することや植栽の補植など、段差を解消する方向で対応を検討する。【東京都建設局】
87		・歩道に横向きのかつい傾斜があり進みづらい。 ・交差点部分の歩道の傾斜がきつくて自力で進めない箇所が多い。	無電柱化事業の歩道復旧の際に検討する。【東京都建設局】
88	国道17号	(説明事項) 蓋上の誘導用ブロックについては、埋め込み式の蓋には設置しているが、企業のマンホール等、埋め込み不可能な蓋には設置できていない箇所があり、ここは設置できていない。	-
89		誘導用ブロックが一部真っ直ぐではなくなる部分があるので、改修を検討して欲しい。	ガイドラインに従い、単路部の連続誘導用ブロックについては、官民境界から約60cmの位置を基本に、横断歩道部においては、横断歩道の中心部に敷設している。また、接続する際、直線的な誘導とほぼ変わらず、かつ急激な屈曲とならぬよう、緩やかな角度をつけて敷設している。【国土交通省関東地方整備局】
90		NTTのマンホール部分については長さもあり、誘導用ブロックの敷設が必要であろう。	★2019年6月末を目標に、誘導用ブロックの老朽化やマンホール等により誘導用ブロックが途切れている箇所等について、必要かつ適切な修繕を実施する。【国土交通省関東地方整備局】
91		さほど問題ではないが誘導用ブロックがJIS規格になっていない部分が見受けられる。	誘導用ブロックについては、駅構内の改修の機会を捉え、JIS規格化工事を実施する。【東京都交通局】
92		EV内の音声案内は確認できたが、地上階だと周囲の音があり若干聞き取りづらい。	地上階における周囲からの影響を考慮し、聞き取りやすい音量に調整する。【東京都交通局】

93		(説明事項) 案内板は触知案内板 + 音声案内。音声の大きさは変えることができる。	—
94		音声がいかにあれば、触知案内板はなくてもいいかもしれない。	触知案内板は「バリアフリーガイドライン」に基づき設置している。触知案内板の情報を全て音声に置き換えるのは困難である。【東京都交通局】
95		(人によるが) 触知案内板は位置も内容もわかりづらいので、職員や周りの人に聞いてしまうことが多い。案内板よりも音声案内があった方がわかりやすい(「…方面出口は右側です」等)。	触知案内板の情報を全て音声に置き換えると他の音声との重なりが懸念されるため、触知案内板による対応に加え、サービス介護士の資格を持った駅員が丁寧に対応する。【東京都交通局】
96		券売機の購入画面の位置が高く、人によっては届かないと思われる。設置位置を低くできないのか。	低く改修するのは難しい。基準には沿って作られている。【東京都交通局】
97	都営地下鉄 (本蓮沼駅)	・券売機が駅によっては照明の反射で見づらいことがある(本蓮沼駅は良好)。 ・だれでもトイレは基準通りつくられている。	—
98		(説明事項) 片側のホームにしか「だれでもトイレ」はない(複数個所にトイレがある駅は少ないのが現状)。	—
99		トイレの設置状況については、情報の周知が重要ではないかと思われる。	事前の情報提供については、今後効果的な方策を検討していく。【東京都交通局】 円滑に利用できるよう。ウェブサイト等において周知する。【JSC】
100		改札からEVに向かう途中のスロープ部分に点字が敷設されていないところがある。定められている基準によっては要不要が異なることがあるが、あった方がいいのではないかと思う。	通路全幅がスロープとなっている当該通路については、平成30年3月に改正されたバリアフリー整備ガイドライン旅客施設編に基づき、線状ブロックを敷設する。【東京都交通局】
101		(視覚障害者の視点として) EVの場所がわからなかった。	★駅構内におけるエレベーターの設置状況や、HPC方面最寄りの出入口等に関する情報について、視覚障害者が円滑に利用できるよう、ウェブサイト等において周知する。【JSC】
102		触知案内板の音が小さくて聞こえない。視覚障害者でも点字が認識できない人は多いので、音による案内は重要。	★2019年6月末を目標に、駅改札付近に設置している触知案内板の音声について、適切な音量となるよう速やかに調整を行う。【東京都交通局】
103		(説明事項) (目黒方面ホーム) 改札を出て右斜め前の壁に触知案内板が設置されており、今年度中には音声をつける予定。ボタン式にする予定はないが、検知型が常時放送型かはまだ決めていない。他の音声との重なりを懸念している。 → 1 ~ 2 m 範囲の検知型でいいかと思われる。場所は今の場所よりも改札出て真正面の位置が望ましい。	—

104		車いすユーザーがEVの位置を把握しやすいよう、車いすが通れる改札から見やすい位置に案内を設置して欲しい。	★2019年6月末を目標に、エレベーターの各地上出入り口に、反対方面ホーム行きエレベーターの案内を表示するなど、駅構内におけるエレベーターの設置状況及びHPC方面出口に関する案内表示等の改善を図る。【東京都交通局】
105		ホームドアがあるのは安心。	—
106	都営地下鉄（板橋本町駅）	降りる際に「…方面出口は右側です。」等音声案内があると良い。	車内放送は、駅間の限られた時間に他の必要情報を入れているため難しい。ホーム上での音声案内についても、騒音や他の音声と干渉することから難しい。【東京都交通局】
107		(説明事項) 新型車両は、1車両に1スペース車いす用スペースがある。	—
108		乗降場所がスロープのようにになっているが、それでもいざ乗降するときに段差と隙間があり怖いので、駅員さんのサポートによる部分が多い。今の形であれば、設置型スロープを置いてもらえる方が安心。将来的にはゴムで隙間を埋めたり、スロープが自動で出てくるタイプのもので出来るという。	★ホームドアの更新時期に併せて検討していきたいと考えている。【東京都交通局】
109		三田線の駅員はいつも親切に対応してくれるので、利用しやすい。	—
110		改札付近の「ピンポン」の音が小さい。	当面は現状のままとするが、利用者の意見等も踏まえながら、今後検討していく。【東京都交通局】
111	信号機及び横断歩道	(説明事項) ・運沼アスリート通り、東洋大学前歩道の一部について、新たに横断歩道を設ける予定。 ・環七の横断歩道に音響式信号機を設置予定であったが、設置場所がなく困難なため検討。	—
112		HPC北西交差点は、T字路と十字路が交わっている特殊な形状であり、視覚障害者からすると信号がわかりづらい。車の動きもイレギュラーになることで、車の音で渡れるかどうか等判断しにくい。	★音響式信号機の設置等の安全性向上に向けた方策について、バラアスリート等の利用状況及び周辺住民の意向も踏まえて検討する。【警視庁、北区、板橋区】

113	その他	今回整備を行う歩道・車道の近隣の方々（住民、店舗、商店街等の人達）へ周知し理解を得ることも重要（日常的な交流も含め。）。	<p>★（再掲） 拡充棟の整備により、多くのパラアスリートが西が丘地区を訪れることに加え、放置自転車、違法駐車、歩道上の立て看板等歩道を塞ぐ行為がパラアスリート等の通行の妨げになること等について連携し、周知を図る。【JSC、北区、板橋区】</p> <p>★（再掲） 拡充棟に設けられる見学コースの活用やパラリンピアンを始めとするアスリートとの交流等を通じて、地域の方々の理解を得て積極的な協力が得られるように取り組む。【JSC】</p>
114		<ul style="list-style-type: none"> ・今回の整備が、他の場所の整備へとつながる波及効果があるとい。 ・高田馬場駅ではぶつかりそうな柱にクッション材がついていたりする。 	—
115		HPC北門の側溝の蓋に車輪及び白杖がはまってしま。	グレーチング部分を溝が狭いものへ取り替える等改善に取り組む。【JSC】
116		ガイドヘルパーのような者だけでなく、だれでもガイドになって視覚障害者の誘導ができるようであるとよい。	<p>★（再掲） 拡充棟に設けられる見学コースの活用やパラリンピアンを始めとするアスリートとの交流等を通じて、地域の方々の理解を得て積極的な協力が得られるように取り組む。【JSC】</p>
117		視覚障害者からすれば誘導用ブロックは必須だが、車いす利用者からすれば誘導用ブロックが通行の妨げになることも理解している。道幅に応じて誘導用ブロックの大きさを選択できるとよい。	<p>（再掲） 半分にするとJIS規格から外れる。国から誘導用ブロックはJIS規格のものを設置するよう通達があったため、規格通りのものを設置する。【板橋区】</p>